

青森県介護保険等利用被爆者助成事業

青森県内に居住する被爆者（被爆者健康手帳所持者）が、下記の福祉系サービスを利用した場合、利用者負担額（１割～３割）を支払後、被爆者からの申請により「償還払い」で助成を行ってきました。

令和５年４月利用分からは、助成方法を「現物給付」へと変更し、被爆者が事業所に**被爆者健康手帳等を提示することにより、利用者負担額を支払うことなくサービスを利用できるようになりました。**

被爆者の利用者負担額は、**青森県から国保連合会を通じて事業所へ支払います。****令和５年４月利用分からの請求は以下のとおり**の取り扱いとなります。

助成対象となるサービスの種類		助成額	助成方法	
			令和５年４月利用分から	令和５年３月利用分まで
福祉系サービス	訪問介護（※低所得者のみ）	利用者負担額（１割～３割）を助成	<現物給付開始> 令和５年４月利用分から <公費負担者番号> ８１０２６０１２ （注）被爆者健康手帳に記載の <u>１９０２６０１２</u> を上記の番号に読み替え <介護給付費請求先> 青森県国民健康保険団体連合会 <請求可能事業者> 青森県または保険者から介護保険法に基づく指定を受けていることが必要です。 ※低所得者とは、世帯の生計中心者が所得税非課税の方（生活保護受給世帯を含む）です。 訪問介護、第１号訪問事業については、被爆者健康手帳のほかに青森県が交付している「訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定書」も確認してください。	事業所に利用者負担額（１割～３割）を支払後、申請により、償還払いで助成します。
	旧介護予防訪問介護（※低所得者のみ） ※従前同様に償還払い			
	※地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）附則第１１条又は第１４条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第５条の規定による改正前の法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護をいう。			
	第１号訪問事業（※低所得者のみ） ※従前同様に種類コードＡ１は償還払い			
	※ただし、平成２７年３月３１日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コードＡ１及びＡ２に限る。			
	通所介護			
	短期入所生活介護			
	地域密着型通所介護			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
	小規模多機能型居宅介護			
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）			
	認知症対応型通所介護			
	認知症対応型共同生活介護			
	旧介護予防通所介護 ※従前同様に償還払い			
	※地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）附則第１１条又は第１４条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第５条の規定による改正前の法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護をいう。			
	介護予防短期入所生活介護			
	介護予防認知症対応型通所介護			
	介護予防小規模多機能型居宅介護			
	介護予防認知症対応型共同生活介護			
	第１号通所事業 ※従前同様に種類コードＡ５は償還払い			
	※ただし、平成３０年３月３０日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コードＡ５及びＡ６に限る。			
	介護老人福祉施設			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			

（注）老人福祉法の養護老人ホーム、特別養護老人ホームの措置入所負担は、これまでどおり償還払いで助成します。

（注）本事業の対象となるのは、介護保険法の福祉系サービスのうち上記の表に示しているもので、それ以外のサービス（例：訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与等）は助成の対象外です。

（注）介護保険の支給限度基準額を超えたサービス利用分、食費、居住費などの介護保険対象外の経費はこれまでどおり助成対象とはなりません。（医療系サービスも同様）

（参考）医療系サービスについては従来どおりの取り扱いで変更はありません。

助成の種類		助成額	助成方法
医療系サービス	訪問看護	利用者負担額（１割～３割）を助成	＜公費負担者番号＞ 19026012 ＜介護給付費請求先＞ 青森県国民健康保険団体連合会 ＜請求可能事業者＞ 青森県から被爆者一般疾病医療機関の指定を受けていることが必要です。 ※医療系サービスは、原爆医療費（一般疾病）と同様に扱われます。
	介護予防訪問看護		
	訪問リハビリテーション		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	居宅療養管理指導		
	介護予防居宅療養管理指導		
	通所リハビリテーション		
	介護予防通所リハビリテーション		
	短期入所療養介護		
	介護予防短期入所療養介護		
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	介護療養型医療施設		

【お問い合わせ先】

事業全般については、青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課難病対策グループ原爆被爆者援護事務担当まで(TEL:017-734-9215)

介護給付費請求については、青森県国民健康保険団体連合会介護保険課介護保険係まで(TEL:017-723-1336)